

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年八月六日奈良県指令建第一〇四―三六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年九月二十日建第九四九五号
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年九月二十日建第五五三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市長柄町四〇六番一及び四〇九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町五五二番地

三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市長柄町四〇六番一及び四〇九番一の各一部